

# 令和 8 年度京都ボランティアバンク補助金 募集要項

## 1. 目的

府民の社会参加を促進するとともに思いやりを大切にする福祉の地域づくりを推進するために、福祉の地域づくりや孤独・孤立などの生活課題に対して、自主的、先駆的なボランティア活動を実施する団体及び市町村社会福祉協議会に助成を行う。

## 2. 対象団体

京都府内で活動し、下記のいずれかに該当すること及び指定の団体からの推薦が必要です。

- (1) 京都府内の市町村社会福祉協議会と協力関係にあるボランティアグループ
- (2) 京都府社会福祉協議会会員団体と協力関係にあるボランティアグループ
- (3) 京都府内の市町村社会福祉協議会

## 3. 助成内容等詳細

次ページに掲載

## 4. 補助対象期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

## 5. 提出書類

- ① 所定の申請書【様式1】
  - ② 所定の収支内訳書【様式2】
  - ③ 所定の団体概要【様式3】、定款または会則、役員一覧表、前年度実績報告・決算報告書
  - ④ 備品購入、業者発注等が含まれる場合は、見積書やカタログなど金額と品物が分かるもの
- ※設立1年目の団体は③の前年度実績報告・決算報告書は不要です。
- ※市町村社会福祉協議会は③は不要です。

## 6. 提出先・推薦者

- ・2-(1)は、市町村社会福祉協議会
- ・2-(2)は、当該社会福祉団体
- ・2-(3)は、京都府社会福祉協議会(推薦は不要)

## 7. 申込み期間 <<必着>>

令和 8 年 3 月 25 日(水)～令和 8 年5月13日(水)

## 8. その他

- ・事業終了後または年度終了後1週間以内に所定の実績報告書【様式4】及び決算書【様式5】を提出してください。
- ・京都ボランティアバンク運営委員会の審議を経て京都府社会福祉協議会にて補助金を決定いたします。
- ・令和 8 年 6 月中旬に指定の銀行口座に振り込み予定です。
- ・補助金申請の活動内容や対象経費(20%を超えるもの)に変更がある場合は事前に御相談ください。

【助成内容等詳細 併用は不可】

	1. スタートアップ支援	2. 地域生活課題支え合い (R9 廃止の経過措置)	3. テーマ型	4. 備品購入(※7)	5. 社協ボランティア振興 チャレンジ(R8 廃止の経過措置)
対象の活動(※1)	(1)地域福祉の課題解決や福祉の地域づくりを行うボランティア活動	(1)地域福祉の課題解決や福祉の地域づくりを行うボランティア活動で新たに行う活動もしくは既存の活動を発展させた活動	(1)子ども・青少年が中心となって行う福祉の地域づくりのボランティア活動 (2)子どもに対するボランティア活動(※4) (3)要配慮者に対して行う支援で、特別な知識や技能等が必要なボランティア活動(※5) (4)地域の特性を踏まえ必要だと思われる生活の困りごとに対して日常的に行われるボランティア活動(※6)	(1)要配慮者に対して行う支援で、特別な知識や技能等が必要なボランティア活動(※5)	(1)地域福祉の課題解決や福祉の地域づくりを行うボランティア活動で新たに行う活動もしくは既存の活動を発展させた活動
補助対象	ボランティアグループ(グループ設立から3年以内(R5.4.1～R8.3.31の間に設立))	ボランティアグループ(令和7年度の同補助金に申請した活動に限り令和9年度まで申請可能)	ボランティアグループ(グループ設立4年目以降(R8.4.1 現在))	ボランティアグループ	社会福祉協議会(令和7年度の同補助金に申請した活動に限り令和8年度まで申請可能)
補助額(※2)	1団体あたり上限5万円			1団体あたり上限10万円	
予算総額	1,500,000円	1,300,000円	1,250,000円	500,000円	300,000円
対象経費(※3)	活動を実施していくために必要となる事業費で、補助対象期間内に支払うもの			活動を実施していくために必要となる事業備品	スタートアップ等と同じ

※1)対象とならない活動…趣味的な活動やサークル的な活動

※2)補助金の申請額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)

※3)【備品購入に係る補助額】

- ・4.備品購入補助金は、申請総額の7割もしくは備品額の7割のいずれか少ない方を上限とします。
- ・その他の補助金は、申請総額の5割もしくは備品額の5割のいずれか少ない方を上限とします。

【対象とならない経費】 ※詳細については、各市町村社会福祉協議会に御相談ください。

- ・団体員・職員の人件費や講師謝礼
- ・会員のみを対象とした練習、交流会や役員会等に係る諸経費
- ・汎用性のある備品

※4)通常の子ども食堂の活動を除く、子どもの体験支援や不登校の子どもの居場所づくり等の活動

※5)点訳や音訳、手話、認知症支援等のボランティア活動

※6)過疎地域の移送等のボランティア活動

※7)備品購入補助金で助成を受けた場合、向こう5年は同項目での助成は受けられません。